

# 第5回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

平成21年6月  
国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成21年6月19日 10:00-11:30

場 所：経済産業省本館17階東8第1共用会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、宮城委員、椋田委員、森口委員

## 1. 国内クレジットの認証

- ・国内クレジットの認証申請があった3件について、排出削減量が承認排出削減事業計画に従って事業計画を実施した結果生じているのか等の要件の確認を行ったことを報告。適用する電力排出係数次第で削減量が変わることについて意見が出されたが、審議の結果、3件の国内クレジット認証申請自身については、異議なく認証。
- ・クレジット認証にあたり、クレジットの管理システムについて事務局より説明。保有・償却・取消の各口座を開設し、クレジットには1t単位で識別番号を振り、厳格に管理することとした。

## 2. 排出削減事業の承認・申請受付

- ・第2回（1月21日）、第3回（4月15日）、第4回（5月29日）の委員会で申請を受け付けた排出削減事業について、各種承認要件の審査を行ったことを報告。審議の結果、18件の排出削減事業について、異議なく承認。これにより、排出削減事業の承認件数は、累計で37件となった。
- ・第4回委員会（5月29日）以降に申請を受け付けた、18件の排出削減事業について、それらの概要を19日付けで公表することを了解した。これにより、排出削減事業の申請受付件数は、累計で118件となった。

## 3. 審査員の登録

- ・国内クレジット審査協議会から推薦のあった審査員候補4名につい

て、各種要件に照らした上で、審査協議会による支援（審査員に対する苦情受付窓口の設置や、審査員が行う審査のレビュー実施等）を前提に、登録を認めた。

- ・ これにより、既に登録されている15審査機関と併せて、4名の審査員が審査・実績確認業務を行うこととなった。

#### 4. 国内クレジットの温対法・省エネ法上の取扱いについて

- ・ 国内クレジットについては、温対法の算定・報告・公表制度における調整後温室効果ガス排出量の算定に反映される可能性があるとして整理されており、その他の制度を含め調整中であることを事務局より報告。
- ・ 国内クレジットが、省エネ法の定期報告に、共同省エネルギー事業として簡易な方法で活用でき、現在、共同省エネルギー事業申請様式について策定中であることを事務局より報告。

#### 5. 小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数について

- ・ 本委員会内に、専門のワーキンググループ（座長：茅委員長、松橋委員、森口委員）を設置し、具体的検討を行うことを報告。
- ・ 事業開始時点においては限界電源による排出係数を用い、一定期間経過後に全電源平均による排出係数に移行することを基本的考え方とし。今後、関係業界へのヒアリングを実施し、7月中を目途にとりまとめを行う予定とした。

#### 6. 委員の発言及び質疑

（宮城委員）

- ・ 排出削減事業者から共同実施者にクレジットが移るタイミングはどのように考えればよいか。どのような条件であれば、管理システム上、共同実施者がクレジットを保有しているということになるのか。

（藤原参事官）

- ・ 国内クレジットの認証申請にあたっては、申請書にクレジット量や保有者の口座番号を記載して提出してもらう。認証され次第、ただちに共同実施者の保有口座にクレジットが移転することとなる。

（宮城委員）

- ・ 金銭的な面を含め、関係者間での協議が終わってから、認証申請を行

うという理解でよいか。

(藤原参事官)

- ・ 売買契約を前提に申請いただく。

(大塚委員)

- ・ クレジット保有者の変更時に、委員会は具体的にどのような点を審議するのか。またクレジット移転に関して、第三者に公開されるのか。

(藤原参事官)

- ・ 保有者の変更はすなわち、事業計画の変更として審議を行う。口座の内容に関する情報は、当事者以外には見られることはない。

(大塚委員)

- ・ 排出削減事業者が共同実施者以外にクレジットを移転する場合はどうなるのか。

(藤原参事官)

- ・ そういったケースの時に改めて議論したいが、本委員会の承認事項ではないため、資産状況等、必要最低限の内容を事務的に確認することになる。

(森口委員)

- ・ 電力の排出係数はデフォルトとされているが、どの年度の値なのか。また、地域別なのか、全国平均なのか。デフォルト以外の数値を適用してもかまわないとあるが、そういった理解でよいか。

(藤原参事官)

- ・ 方法論の総則に記載があるが、自主行動計画で用いている数値と合わせて2007年度の全電源平均、全国平均を使用している。

(森口委員)

- ・ 仮に全電源平均、全国平均としても年々数値は変わる。2007年度の数値とこのことだが、今回の認証案件は2008年度に実施されている。本案件の承認自身に異議はないが、場合によっては現時点で2007年度の数値を適用することが、結果として事業者にとって、排出削減量が小さくなるという意味で、損にもなり得る。認証申請を行う時点と電力排出係数の最新値が有効となる時点が異なることについて、どのように考えるのか。

(藤原参事官)

- ・ 排出係数の最新値は例年8月に公表されるが、その際に数値は変更する予定である。また認証申請を行うタイミングに関しては、事業者の判断に任せることとしたい。

(森口委員)

- ・ 認証期間と排出係数の年度が合わない可能性があるため、何らかのルールを決めてはどうか。電力排出係数が激しく変動する場合は、実績値に併せてクレジットを発行するという考え方もあり、慎重に議論する必要がある。

(藤原参事官)

- ・ 電力の排出係数については、自主行動計画と同様の整理にする必要があるため、むしろそこでの議論の中で検討していきたい。

(茅委員長)

- ・ 森口委員の意見に異論はないが、現実問題として認証申請時に当該年度の電力排出係数が決まっていない場合がある。その点は臨機応変に進めることとしたい。
- ・ 電力の排出係数については今後検討を行うが、本案件については、これまでの考え方で審議を行う。

(森口委員)

- ・ 排出削減事業者について、業種としては自主行動計画を策定しているが当該事業者が参加していないのか、業種自体が自主行動計画を策定していないのかを分かるようにしていただきたい。
- ・ また、共同実施者に対しても自主行動計画との関係（削減義務の有無）が分かるようにしていただきたい。
- ・ カーディーラーは、自主行動計画対象業種ではないという理解でよいか。自動車製造業は自主行動計画を策定しているが、本来は、カーディーラーも策定すべきではないか。こういった業種が国内クレジット制度を利用することについては、若干違和感を覚える。自主行動計画の対象業種の拡大について、レビューを受ける必要があるのではないか。
- ・ 国立大学法人の排出削減活動に対して、民間資金を投入するのではなく、国の資金を投じるという議論はなかったのか。

(藤原参事官)

- ・ ・ これまでの排出削減事業者の一部には、自主行動計画を策定している業種に所属している企業もあるが、そうした者が業界団体の自主行動計画において推計対象になっていても、その者が自ら排出量を算定していない場合には、計画に参加していないという文書等をいただいて、自主行動計画非参加者として扱うという制度上の運用をしている。自主行動計画の拡大と同時並行して、自主行動計画の範囲外における排出削減の促進を目指していく方針である。

(松橋委員)

- ・ 国立大学法人では、現状では、国の資金を省エネ設備投資にあてるこ

とは難しい。当面は国内クレジット制度を活用して、CO2 削減を進めていくのは良い方法だと思う。私立大学や高校等への拡大を先導して、国立大学法人が本制度を活用することには意義がある。

- ・ 国内クレジット制度のように市場メカニズムによって削減を進めていく方が、効率が良いのか、自主行動計画を拡大することで削減を進めていく方が良いのかは、両面を見ながら検討を進めていくべきである。

(森口委員)

- ・ 松橋委員の考えに異論はないが、国として、より費用対効果が高い対策は何かということを議論していただき、全体的な効率性を追求していただきたい。

(大塚委員)

- ・ 審査員の登録について、ISO14065 では組織でしか審査・検証ができないとされているが、その点はどうか。
- ・ 審査員による審査を経たクレジットと、審査機関による審査を経たクレジットとの区別を行うのか。

(藤原参事官)

- ・ 審査員個人の要件として ISO14066 等が検討されている。先行した形となるが、そうした規定を参考に制度設計を行っている。
- ・ クレジットの区別は特に行わない。排出削減事業の識別番号で、どちらが審査したかは判別可能である。

(棕田委員)

- ・ 今回の審査員候補 4 人について異論はないが、住所が皆、首都圏・関西となっている。国内クレジットの排出削減事業は全国各地に及ぶため、今後、地域に根ざした審査員を増やせるとよい。

(藤原参事官)

- ・ そういったご意見も多く頂戴しており、審査員を登録する大きな意義だと考えている。

(大塚委員)

- ・ 審査員による検証と審査機関による検証とで、質の異なる種類のクレジットが出回ることがないようにご留意いただきたい。

(藤原参事官)

- ・ 審査員と審査機関は、制度上、同等の扱いである。審査員の検証については、審査協議会でレビューを実施する等の体制を整備しており、クレジットの質は異ならないという認識である。

(森口委員)

- ・ 電力の排出係数の検討にあたっては、どのような排出削減の取組みを促進するかということを経重に考えなければならない。電力の排出係数が高いほうが、削減の意欲が働く場合もある。また、電力排出係数を一本化した方が取組みを促進する場合と、場合によって使い分ける方が取組みを促進する場合がある。

(藤原参事官)

- ・ 今回、国内クレジットとして認証された量を2008年度の削減分として温対法の電力排出係数に反映させられるのかという話に関係者から既に出てきている。温対法の運用上、6月末までに報告しなければならない。この点は法律を担当する部局と相談した上で早急に決めていきたい。

(棕田委員)

- ・ 資料5の基本的考えは、国内クレジットのみを対象とし、温対法・省エネ法上も、この限りにおいてのみ反映されるという理解でよいか。
- ・ 排出係数については、全電源平均が原則であるが、国内クレジットを奨励する政策的な観点から、限界電源の考え方を取り入れるということか。

(藤原参事官)

- ・ 本委員会としては、温対法・省エネ法に反映可能であることを前提に議論している。
- ・ 電力の排出係数については、原則として方法論の総則に則っているが、注釈で「その他の数値の採用についても検討を行う」としている。まさに今その議論を行っている。

(宮城委員)

- ・ 小規模電源の「電源」とは、コジェネレーション、太陽光発電やボイラー等も対象範囲内と考えてよいか。

(茅委員長)

- ・ コジェネレーションや太陽光発電等も含む。森口委員が指摘された、排出係数が激しく変動する場合においても適用される。

(宮城委員)

- ・ 排出係数を検討する際は、中小企業の排出削減の意欲を削ぐことのないよう、考慮してほしい。

(茅委員長)

- ・ 排出係数については、今後、関係業界へのヒアリングを行い、案をとりまとめ、最終的には本委員会で承認いただくよう手続きを取る予定である。

(熊崎委員)

- ・ 新規申請受付でバイオマス事業も出ているが、その多くは比較的大きな製材工場である。バイオマスは規模の小さい案件が多く、今後、小規模な案件を拾えるようにしていただきたい。

文責：事務局